

交通災害共済とは

みなさんが会費を出し合い、交通事故によってけがをしたり、死亡したとき、見舞金が支払われる助け合いの制度です。

- 平成 23 年度収支報告 -

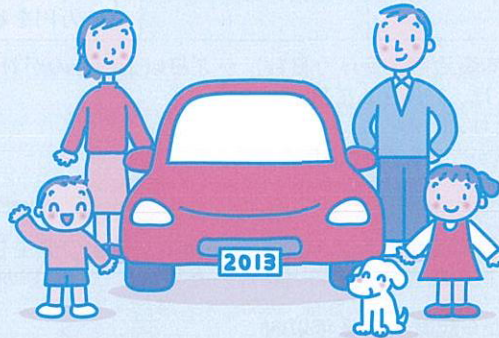
(単位：円)

収 入	会費（加入者 300,374 人）	257,104,800
	基金等の預金利子	1,045,694
	平成 22 年度からの繰越金	110,243,626
	合 計	368,394,120
支 出	見舞金（支払件数 2,378 件）	155,020,000
	印刷費、配送費及び事務費等	61,530,708
	基金への積立金	854,881
	合 計	217,405,589

収支残額（平成 24 年度への繰越金）150,988,531 円

平成25年度 会員募集 市町村 交通災害共済

家族そろって
加入しましょう!



共 済 会 費 は

年 額

一 般……………900 円

中学生以下……500 円

(平成 25 年 4 月 1 日現在で中学生以下の方)

※ 1 人 1 口限りです。

※ 中途加入の場合も同額です。

※ 平成 25 年 3 月に中学校を卒業する方は一般の会費です。

共 済 期 間 は

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

※ 中途加入の場合は、加入申込みをした日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日までです。

加入できる方は

このリーフレットを共済会員証と一緒に保管してください。

1. 埼玉県内の下記の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

	市 町 村	電 話 番 号	市 町 村	電 話 番 号	市 町 村	電 話 番 号
市 役 所	本 庄 市	0495-25-1111	鴻 巣 市	048-541-1321	深 谷 市	048-571-1211
	志 木 市	048-473-1111	和 光 市	048-464-1111	新 座 市	048-477-1111
	桶 川 市	048-786-3211	久 喜 市	0480-22-1111	北 本 市	048-591-1111
	八 潮 市	048-996-2111	富士見市	049-251-2711	三 郷 市	048-953-1111
	蓮 田 市	048-768-3111	坂 戸 市	049-283-1331	幸 手 市	0480-43-1111
	鶴ヶ島市	049-271-1111	日 高 市	042-989-2111	吉 川 市	048-982-5111
	ふじみ野市	049-261-2611	熊 谷 市	048-524-1111	朝 霞 市	048-463-1111
	加 須 市	0480-62-1111	白 岡 市	0480-92-1111		
町 村 役 場	伊 奈 町	048-721-2111	三 芳 町	049-258-0019	毛 呂 山 町	049-295-2112
	越 生 町	049-292-3121	滑 川 町	0493-56-2211	嵐 山 町	0493-62-2150
	小 川 町	0493-72-1221	川 島 町	049-297-1811	吉 見 町	0493-54-1511
	鳩 山 町	049-296-1211	ときがわ町	0493-65-1521	横 瀬 町	0494-25-0111
	皆 野 町	0494-62-1230	長 瀨 町	0494-66-3111	小 鹿 野 町	0494-75-1221
	東 秩 父 村	0493-82-1221	美 里 町	0495-76-1111	神 川 町	0495-77-2111
	上 里 町	0495-35-1221	寄 居 町	048-581-2121	宮 代 町	0480-34-1111
	杉 戸 町	0480-33-1111	松 伏 町	048-991-2711		

2. 1. の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に転出している方

加入申込みは

- 受付窓口は、お住まいの市役所・町村役場又は最寄りのゆうちょ銀行・郵便局です。
- 申込書は、市役所・町村役場で配布しています。
- 申込時期・申込方法については、お住まいの市町村によって異なります。詳しくは市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

対象となる交通事故は

- 国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等の交通に伴う接触、衝突、転倒などの事故
- 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
- 踏切道における電車等との接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故は

- バス等の乗降中における事故
- 作業用特殊自動車で作業中の事故
- 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 歩行中、交通事故以外の不注意による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故

共 済 見 舞 金 額 表

災 害 区 分	共 済 見 舞 金 額		
① 死亡	120 万円		
② 傷害 1 (交通事故証明書が 得られる場合)	入院 1 日につき	2,000 円	●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 (合計額が2万円に満たないときは2万円とし、 22万円を超えるときは22万円を限度とします)
	通院 往診 } 1 日につき	1,000 円	
③ 傷害 2 (交通事故証明書が 得られない場合)	入院 通院 往診 } 1 日につき	1,000 円	●単価に日数を掛けた金額 (金額が2万円に満たないときは2万円とし、 6万円を超えるときは6万円を限度とします)

※傷害見舞金は、医師等による治療実日数（実際治療を受けた日数）が3日以上のもものが対象です。

※同じ日に通院日又は入院日が重複するときは、1日として計算します。

※精神的疾患及び治癒後の治療は、対象となりません。

※交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に80万円が支払われます。

請求期限……交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内

必要書類……障害診断書及び身体障害者手帳（第1級又は第2級）の写し



見舞金の請求は

●交通事故にあった日の翌日から起算して2年以内に、加入時の市役所・町村役場の窓口で手続きをしてください。

※交通事故にあった日の翌日から起算して2年を経過すると無効になります。

見舞金請求に必要な書類は

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類等（書類の費用は自己負担になります）	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証、印鑑、預金通帳	○	○	○	○
② 交通事故証明書	○		○	
③ 交通事故自認書（交通事故証明書が得られない場合） 【◆用紙は、市役所・町村役場にあります】		○		
④ 診断書（様式第11号） 【◆用紙は、市役所・町村役場にあります】	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書（交通事故証明書に同乗者の記載がない場合） 【◆用紙は、市役所・町村役場にあります】	△			
⑥ 戸籍謄本及び死亡診断書（死体検案書）			○	
⑦ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑧ 住民票（加入時と住所が異なる場合）	△	△	△	△
⑨ 委任状（代理人が請求手続きをする場合）	△	△	△	△

※見舞金は口座振込です。

※書類は原本をお持ちください。交通事故証明書・診断書が写しの場合は、原本を一緒にお持ちいただくか、その写しに原本提出先の保険会社から「原本に相違ない」との証明をもらってください。

※診断書は、組合所定の診断書のほか、これと同様の受傷原因、受傷日、初診日、治療実日数、治療日、治療経過等が記載された医師の診断書又は柔道整復師等の施術に関する証明書とします。なお、必要項目が確認できないときは、再度、組合所定の診断書を提出していただく場合もあります。

※委任状で委任できる代理人の範囲は、家族に限ります。ただし、見舞金振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は災害を受けた会員が未成年者で親権者が手続きをされる場合は、委任状は不要です。

※上記書類のほか、必要な書類がある場合がありますので、詳しくは市役所・町村役場の窓口にお問い合わせください。

交通事故証明書について

警察署又は交番等に置いてある申請用紙を用いてゆうちょ銀行・郵便局で申し込むと、自動車安全運転センターから郵送されます。ただし、警察に届出のない交通事故については、発行されません。

— 平成25年3月1日から受付開始 —

★ 【ゆうちょ銀行・郵便局】で申し込む場合

【3月1日（金）】から最寄のゆうちょ銀行・郵便局で受け付けます。
桶川市内では・・・

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ ゆうちょ銀行桶川店(桶川郵便局内)・ 桶川坂田郵便局・ 桶川神明郵便局・ 桶川西一郵便局・ 桶川日出谷郵便局・ 川田谷郵便局 |
|---|

(※3月1日から12月末日まで受付)

★ 【市役所】で申し込む場合

・ 市役所安心安全課 (桶川市泉1-3-28)	【3月1日(金)】から平日の 午前8時30分～午後5時15分
・ 東部連絡所 (東部市民サービスセンター内) (桶川市末広3-19-8)	

★ 【臨時受付】

・ 農業センター (川田谷4414)	【3月5日(火)】 午前9時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く
・ 加納公民館 (坂田982-5)	【3月7日(木)】 午前9時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く

★申込時は、つり銭のないようご協力お願いいたします。

問合せ・・・安心安全課Tel786-3211